

11月は

秋のこどもまんなか月間



■「こどもの権利」を知っていますか？

《きみは きみのままで たからもの》

私たちは生まれながらに「健康で幸せに自分らしく生きる権利」を持っています。

また、こどもたちは心と体の成長段階にあるため、大人によるサポートが必要です。

こどもたちが安全で健やかに成長し、幸せに暮らせるよう「こどもの権利」について理解を深めましょう。

こどもの権利条約の4原則

1. 生命、生存および発達に対する権利
2. こどもの最善の利益
3. こどもの意見の尊重
4. 差別の禁止



詳しくは市ホームページへ▶

《「こどもの権利」に関する認知度調査》

「こどもの権利」をどれくらい知っているか、シールを貼って答える簡単な調査をしますので、ぜひご参加ください。

- 期間 11月6日(木)～30日(日)
- 会場 市立図書館りぶらん、市役所1階 ロビー、市内小・中学校

子ども食堂



☎こども支援課子育て連携係 ☎(28)5522

こどもたちに対して食事の提供や学習支援などを行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



■乳幼児突然死症候群対策強化月間

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、それまで元気だった赤ちゃんが睡眠中に何の前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。12月以降の冬期に発症しやすい傾向があることから、毎年11月が「対策強化月間」に定められています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、3つのポイントを守ることによって発症率が低くなるというデータがあります。日頃から気をつけていきましょう。



1歳までは「あおむけ」に寝かせる

研究により、あおむけに寝かせたときのほうが、発症率が低いことが分かっています。



できるだけ母乳で育てる

母乳で育てられている赤ちゃんのほうが発症率が低いことが分かっています。無理のない範囲でトライしましょう。



たばこを吸わない

たばこはSIDSの発生要因となります。また、妊娠中の喫煙や受動喫煙は胎児の体重増加や呼吸中枢にも悪影響を及ぼします。

■児童虐待防止推進月間



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待かもしれないと思ったら、すぐに連絡してください。

連絡は、匿名で行うことも可能で、秘密は厳守します。

▲オレンジリボンは、児童虐待防止運動のシンボルです。

《連絡先》

▷児童相談所（全国共通3桁ダイヤル）

いち はや く
1 8 9

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

▷こども支援課子育て連携係 ☎(28)5522

▷家庭児童相談室 ☎(22)1150

▷県中児童相談所白河相談室 ☎(22)5648